

鳥取県非住宅NE-ST 普及促進モデル事業補助金に係る Q&A (令和8年度版)

Q 1 : 補助事業は設計費と工事費のセットが必須か。設計と工事別々でもよいか。

A 1 : 設計と工事別々でも構いません。

Q 2 : 設計もしくは工事の一方のみが県内事業者の場合は、補助対象とならないと解してよいか。

A 2 : 設計と工事それぞれで判断しますので、県内事業者の場合には補助対象となります。

(例) 設計が県外事業者で施工は県内事業者 → 設計費は補助対象外で施工は補助対象

(例) 設計が県内事業者で施工は県外事業者 → 設計費は補助対象で施工は補助対象外

Q 3 : 令和8年度に設計、令和9年度に工事がそれぞれ完成してもそれぞれ補助対象となるか。

A 3 : 令和8年度の補助事業は令和8年度中に着手するものが対象となり、当該補助事業は令和10年3月20日までに完了する必要があります。

(例) 設計がR8年度に着手し完了 → 補助対象

施工がR8年度に着手し、令和10年3月20日までに完成 → 補助対象

施工がR8年度に着手し、令和10年3月20日を超えて完成 → 補助対象外

施工がR9年度に着手し、令和10年3月20日までに完成 → 補助対象外

Q 4 : 交付申請は要綱第5項に補助事業に着手する前までに行わなければならないとあるが、補助事業に着手とはいつを指すか。

A 4 : 設計業務の場合、NE-ST に係る設計検討など補助対象経費となる業務の着手日となります。工事の場合、丁張りが補助事業の着手日となります。

Q 5 : 第6条の補助金交付決定前に、補助事業に係る契約を施主と締結してもよいか。また、設計業務を契約後にNE-ST仕様に変更する場合、変更契約の日が補助事業の着手日となるか。

A 5 : 契約していただいて構いませんが、Q4のとおりNE-STに係る設計検討など補助対象経費となる業務の着手は交付決定後としてください。

Q 6 : 工事費の補助金交付申請は、施工者が確定した後に申請する必要があるか。

A 6 : 県内事業者による施工が要件となっておりますので、施工者が確定した後に申請してください。なお、丁張りが補助事業の着手日となりますので、丁張りを行う日までに申請してください。

Q 7 : 公共建築物も補助の対象となるか。

A 7 : 対象となります。